

令和6年12月19日

むつ商工会議所からの申入れについて

この度、令和6年11月26日付けでむつ商工会議所から、むつ下北観光物産館を譲り受けたい旨の申入れがありましたので、御報告いたします。

むつ下北観光物産館につきましては、市の観光・物産の振興を図るとともに、市民の皆様の文化活動等に供することを目的として平成5年4月に供用開始され、平成18年4月からは、指定管理者制度により、むつ商工会議所が指定管理者として管理及び運営を行っております。

申入れの理由といたしましては、現在のむつ商工会議所が入居する建物は、昭和51年の建築から48年を経過し、雨漏り等の老朽化が著しく業務に支障が生じているとともに、今後の事業運営を考慮した場合に、市の商工業の拠点として中心市街地に所在する同施設内に入居していることが重要と判断した結果であると伺っております。

市といたしましても、むつ商工会議所が同施設に入居することにより、市の商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与するものと考えられること、また、同施設建物をむつ商工会議所へ譲渡することにより、むつ市公共施設等総合管理計画の推進及び将来的な市の財政負担の軽減が見込まれることから、市民の皆様への影響を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御支援をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。